

奈良先端科学技術大学院大学外国人留学生等後援会会則(略)

(名称及び事務所)

第1条 本会は、奈良先端科学技術大学院大学外国人留学生等後援会と称し、事務所を奈良先端科学技術大学院大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は奈良先端科学技術大学院大学(以下「本学」という。)の外国人留学生に対する学修上及び生活上の援助を行うとともに、本学の派遣学生が留学中または学術交流協定等に基づく外国滞在中の不測の事態に対する援助を行うことにより、本学の留学生交流の一層の促進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 外国人留学生の本学における学修活動のための援助
- (2) 外国人留学生の不測の事態に対する援助
- (3) 派遣学生の留学中または外国滞在中における不測の事態に対する援助
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、次に掲げる者で、本会の趣旨に賛同し、入会した者をもって会員とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 前号以外の者で、本会の目的に賛同する個人及び団体若しくは法人